

■世の中を変える1票を！

選挙管理委員会事務局 ☎ 65・1311

参議院議員通常選挙が**7月10日(日)**に実施されます。投票時間は7時から20時まで（大島・別子地区は7時から18時まで）になっています。私たちの未来のために、私たちの1票を投票しましょう。

▼新居浜市で投票ができる人

次の①～③に該当し、⑦・①のいずれかに該当する人

- ① 日本国民であること
  - ② 投票日現在において年齢満18歳以上（平成16年7月11日以前に生まれた人）であること
  - ③ 公民権を停止されていない人
  - ⑦ 新居浜市に住民票を作成した日以降、引き続き3カ月以上住民基本台帳に記録されている人
- ① 新居浜市に住民票を作成した日以降、引き続き3カ月以上住民基本台帳に記録されていた人で、他の市町村に転出後4カ月が経過しておらず、かつ転出先の選挙人名簿にまだ登録されていない人

▼期日前投票のご案内

- ① 市役所1階ロビー  
6月23日(木)～7月9日(土)  
8時30分～20時
- ② 別子山支所  
7月2日(土)～7月8日(金)  
8時30分～18時
- ③ 新居浜高専(図書館棟1階談話室)  
7月6日(水)・7日(木)  
15時～18時

▼投票所入場券について

公示日（6月22日(水)）以降、1人につき1枚を世帯ごとに封筒で郵送します。自分の入場券を確認の上、投票所へ持参してください。紛失した場合は投票所で再発行できますので、当日投票所で職員にお伝えください。

▼不在者投票のご案内

・病院などに入院・入所中の場合  
県選挙管理委員会から指定を受けている病院などに入院・入所中の場合は、その施設で不在者投票ができます。詳しくは選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

・仕事などで他の市区町村に滞在している場合  
新居浜市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、滞在先の選挙管理委員会へ投票することができ

ます。ただし、滞在先で投票した投票用紙が投票日当日に新居浜市に到着している必要がありますので、早めに投票を済ませてください。

「投票用紙等請求書兼宣誓書」は各市区町村の選挙管理委員会にあるほか、選挙管理委員会HPからもダウンロードできます。



・郵便等による不在者投票の場合

身体障害者手帳などをもち一定の障がいがある人、介護保険法上による「要介護5」の人で、自分で投票の意思表示ができる人は、自宅などで投票して郵送する不在者投票ができます。自書が必要ですが、障がいの程度により代理制度もあります。なお、7月6日(水)までに手続きが必要です。要件は次のとおりです。

手帳などの種類	障がいの種類など	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級・3級
	免疫・肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症～第3項症

## 65歳以上の皆さんへ

### 納めて安心！ 介護保険料

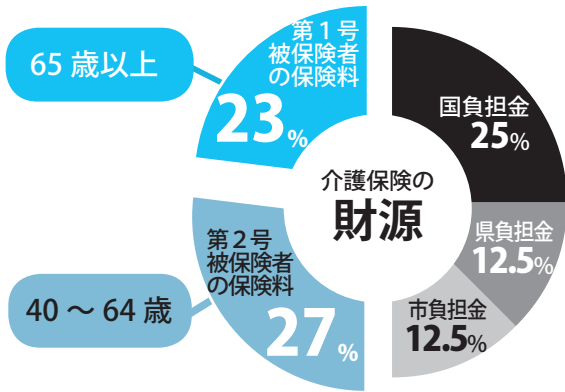
介護福祉課

☎ 65 - 1241

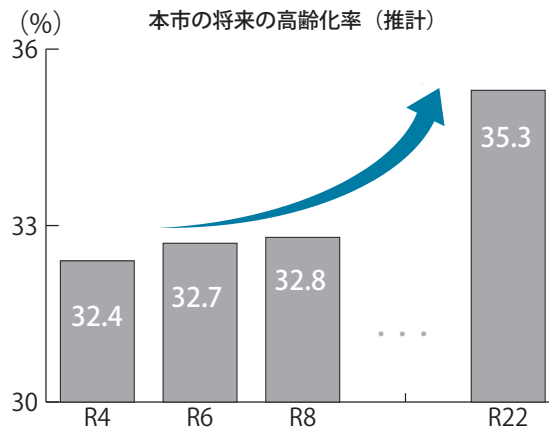
本市の高齢化率は32・5%（令和4年3月末現在）となり、超高齢社会に突入しています。介護保険は住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、社会全体で支えあう制度です。

#### ▼介護保険料の財源

介護保険は、40歳以上の皆さんが納めている介護保険料と公費（国・県・市）を財源として運営されています。皆さんが納める保険料は、介護保険制度を支える大切な財源です。安心してサービスが受けられるよう、期限内の納付をお願いします。



本市の将来の高齢化率（推計）



#### ▼介護保険料

65歳になり、介護保険の第1号被保険者になると、介護保険料を市へ納めるようになります。令和4年度の介護保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬に送付します。

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料（令和3～5年度）

保険料段階 (保険料率)	対象者	保険料年額 (円)
第1段階 (基準額×0.3)	世帯非課税 本人が市町村民税非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者または合計所得金額 <sup>※</sup> と課税年金収入額の合計額が80万円以下
第2段階 (基準額×0.5)		合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超かつ120万円以下
第3段階 (基準額×0.7)		上記2段階以外
第4段階 (基準額×0.85)	世帯課税	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下
第5段階 基準額		上記第4段階以外
第6段階 (基準額×1.20)		本人が市町村民税課税
第7段階 (基準額×1.25)	合計所得金額が120万円以上かつ210万円未満	
第8段階 (基準額×1.50)	合計所得金額が210万円以上かつ320万円未満	
第9段階 (基準額×1.70)	合計所得金額が320万円以上かつ360万円未満	
第10段階 (基準額×1.80)	合計所得金額が360万円以上かつ500万円未満	
第11段階 (基準額×1.85)	合計所得金額が500万円以上	



▼負担割合証（黄色）の更新  
現在お持ちの介護保険負担割合証は、7月31日で適用期間が終了します。新しい負担割合証を7月中旬に郵送しますので、ケアマネジャーや施設職員などに提示してください。

介護保険料は、前年の所得を基に算出しています。

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで。

## 銅婚の里 新居浜 「銅婚ウィーク」

観光物産課 ☎ 65・1261

結婚記念日としては「金婚式」や「銀婚式」が有名ですが、実は、結婚7年目は「銅婚式」と呼ばれています。かつて世界有数の銅の産出量を誇った新居浜市では銅にゆかりがある土地として「銅婚の里」を目指しています。



今年銅婚式を迎えるご夫婦を対象としたイベント「銅婚ウィーク」を開催します。ぜひ、あかがねミュージアムにお越しいただき、銅婚式の思い出をつくってください。条件を満たしたご夫婦には、銅婚式のお祝いに銅板記念品とあかがねポイント5千ポイントをプレゼント（先着100組）。

※一部、事前予約が必要なワークショップがあります。

### ▼日程

7月3日(日)～10日(日)

### ▼場所

あかがねミュージアム

### ▼対象

平成27年に結婚されたご夫婦（お子さんも一緒に楽しめます）

### ▼問い合わせ先

あかがねミュージアム

☎ 31・0305



銅婚の里  
新居浜 HP



あかがねミュージアム  
銅婚の鐘を鳴らすイベント

## 第36回市民一斉清掃を行います！

廃棄物対策課 ☎ 65・1252

「わたしたちのまちは、わたしたちの手で美しく」をスローガンに3年ぶりに市民一斉清掃が実施されます。新居浜市環境美化推進協議会を中心とした、ごみのない美しいまちづくりにご協力をお願いします。

### ▼日程など

7月31日(日) 午前6時から8時まで（活動時間は1時間以内とし、開始及び終了については、日程の範囲内で各団体が設定してください）。

※雨天の場合は、8月7日(日)に延期します（防災無線やtwitterでお知らせします）。



twitter

twitterの  
フォローはこちら



ごみ減量キャラクター  
ごみゼロ侍

### ▼清掃場所など

河川、海岸、道路、公園など公共の場所に散乱したごみを回収

※清掃用具は、各自治会・団体で用意してください。ごみ袋は、事務局（廃棄物対策課）で用意します。

### ▼注意事項

清掃活動中は、人と人との距離を保つなど、感染対策を十分行いながら実施しましょう。

ごみは、配布するボランティア専用ごみ袋（燃やすごみ、不燃ごみ、びん・缶の3種類）を使用し、ごみ袋の表示に従い、分別してください。

土砂、剪定くず、家庭ごみ、事業系ごみは、市民一斉清掃のごみとして清掃センターへ搬入できません。特に剪定くずが多く搬入されていますので搬入しないようご注意ください。

清掃センターに搬入できるのは、11時までです。最終処分場（菊本町）は休業日です。

## ■国保課からのお知らせ

国保課 ☎65・1230 (国民健康保険)  
☎65・1170 (後期高齢者医療)



### ▼国民健康保険被保険者証(保険証)を更新します!

国民健康保険の保険証を8月1日付けで更新します。

新しい保険証(緑色)は、7月中に簡易書留で郵送しますので、8月以降は新しい保険証を提示してください。

※有効期限切れの古い保険証(水色)は、細かく切って処分するか、国保課または各支所へ返却してください。



国保課 山本

新しい保険証をお届けします

### ▼入院時などに必要な「限度額適用認定証」の更新手続きについて

74歳以下で国民健康保険に加入している人の「限度額適用認定証」は、毎年8月に更新します。8月以降の認定証が必要な人は、国保課⑨番窓口までお越しください。なお、8月初めは窓口が大変混雑いたしますので、余裕を持って更新の手続きをお願いします。

### 【受付開始】 7月11日(月)〜

※更新手続きが8月中であれば、交付される認定証は8月1日から有効となります。

### 【申請に必要なもの】

- ・認定証が必要な人の被保険者証
- ・世帯主および認定証が必要な人のマイナンバー(個人番号)がわかるもの(マイナンバーカードなど)
- ・来庁者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)

※別世帯の人が来庁し申請する場合は、委任状が必要となりますので、その際は国保課までお問い合わせください。

オレンジ色の封筒が届きます



国保課 三木

### ▼後期高齢者医療被保険者証(保険証)を更新します!

令和4年度は、有効期限が「令和4年8月1日から令和4年9月30日までの保険証(水色)」と「令和4年10月1日から令和5年7月31日までの保険証(薄緑色)」の2枚が交付されます。

9月までの保険証(水色)の負担割合は1割または3割で、7月中にオレンジ色の封筒の簡易書留にて郵送します。

10月からの保険証の負担割合は1割・2割・3割のいずれかで、9月中に郵送します。更新の前月に保険証が届かない場合は、ご連絡ください。

### ▼令和4年度後期高齢者医療保険料の決定について

令和4年度の保険料額決定通知書を郵送します。保険料についての詳しい内容は被保険者証に同封のパンフレットをご覧ください。

### 【納付方法】

- 保険料の納付方法は次の①または②のどちらかになります。
- ①年金から天引き(特別徴収)
  - ②口座振替または納付書による金融機関やコンビニでの納付(普通徴収)

※前年度と納付方法が変更になっている人もいますので、通知書を必ずご確認ください。

### 保険料(年額)

限度額 66万円  
※10円未満切り捨て

||

### 均等割額

49,140円  
※世帯の所得に応じて軽減措置あり

+

### 所得割額

(総所得金額等 - 43万円 [基礎控除額])  
×所得割率 9.09%

▼新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人へ保険料の減免措置があります

新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年の収入と比較して令和4年の収入が3割以上減少する見込みで、その他条件を満たしている世帯については、申請により保険料の減免が受けられます。

詳しい条件や申請方法については、国保に加入されている人は国保課ホームページを、後期高齢者医療保険に加入されている人は県高齢者医療広域連合のホームページをご覧ください。



国保課 HP



県高齢者医療  
広域連合 HP

▼令和4年度後期高齢者歯科口腔健康診査について

お口の健康はおいしい食事、楽しい会話はもちろんのこと、全身の健康にもつながります。この機会にぜひ無料で受診できる歯科口腔健康診査をご利用ください。

【対象者】

愛媛県後期高齢者医療保険の

被保険者（75歳以上、または65歳から74歳で一定の障がいがあり、愛媛県後期高齢者医療広域連合に認められた人）

【健診項目】

問診、歯の状態（現在ある歯、入れ歯のかみ合わせ・かむ力の確認）、口の中の健康診査、保健指導

【申込方法】

愛媛県後期高齢者医療広域連合に電話で申し込みください。

クーポン券や登録歯科医院一覧などが届きますので、事前に電話などで一覧に掲載されている歯科医院へ予約を取ってください。

【受診期限】

令和5年2月28日(火)まで

【注意事項】

無料で歯科口腔健康診査を受診できるのは、1年度内に1回です。歯科口腔健康診査は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となります。

■申し込み・問い合わせ先

愛媛県後期高齢者医療広域連合

☎089・911・7739

✉ info@ehime-kouiki.jp



## ■人権の窓（7月11日は人権のつどい日）

人権教育課 ☎65・1243

誰でも自由に参加できます。事前の申し込みなども必要ありません。気軽に参加してください。

▼場所

瀬戸会館（瀬戸町7番30号）

▼時間

19時30分～21時

▼定員

50人（先着順）

※マスクを着用し、参加してください。

▼講師

真鍋智明（泉川公民館長）

▼内容

「泉川校区花いっぱい運動」や「大好き泉川の日」を通して

長年の地域活動に携わってきた経験から「大人たちと触れ合う中で、子どもたちが認められることも多く、自己肯定感が高揚し、活動を通して人権感覚が養われると思う」など地域活動から育まれる人権についての話をします。



「泉川校区花いっぱい運動」や「大好き泉川の日」の活動の様子

ぜひ、地域活動と人権について一緒に考えてみませんか。

STOP! コロナ差別

愛顔を守ろう

感染者や医療従事者とその家族などへの差別、偏見、誹謗中傷は絶対にやめましょう！